

2012 年 11 月 30 日

米国財務会計基準審議会 御中

コメント募集「開示フレームワーク」に対するコメント

我々は、コメント募集「開示フレームワーク」（以下、「本コメント募集」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

我々は、財務諸表注記の有効性の改善に向けた米国財務会計基準審議会（以下、「審議会」という。）の努力に謝意を表明する。我々は、過剰な開示は報告企業にとって負担となり、利用者を困惑させるか利用者が重要な情報を見落とす結果に導く可能性があるという審議会の見解に同意しており、開示フレームワークの開発を支持している。開示フレームワークに基づいた基準設定によって、利用者が目的適合性がある情報を発見及び理解できるようになると考えている。

我々の主なコメントの要約は、以下の通りである。

コストとベネフィットの考慮

我々は、このペーパーは関連するコストの議論なしには完了しないという審議会の見解に同意している。財務諸表注記の範囲や開示要求が単に理論的な観点から決定された場合には、コストがベネフィットを上回る場合があることを懸念している。第 7 章において開示コストに関する議論がなされているが、我々は現状の実務の観点からさらなる議論が必要であり、最終的な開示フレームワークにその議論の結果を十分に反映すべきと考える。

財務諸表注記の範囲

我々の見解では、いくつかの意思決定用の質問は、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つが、財務諸表注記に含めるのは適切でない情報を識別している。

財務諸表の範囲に関する我々の見解について、付録 A の質問 3 へのコメント及び付録 B の表において記述している。審議会の提案と我々の見解の主要な違いは、以下の通りである。

- ✓ 期末日までに発生していない取引、事象及び状況に関連する項目は、非認識後発事象を除いて、原則として財務諸表注記に含まれない。（関連する質問：O3、O4、O5、O6、O7）
- ✓ プロフォーマ情報や感応度分析などの財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報は、企業結合によって実質的に報告企業の

連続性が失われている場合と見積りの不確実性が高い場合にのみ財務諸表注記に含まれる。(関連する質問：G2、L5、L8、L13)

- ✓ リスクに関連する対応計画や戦略の記述は、原則として財務諸表注記の範囲に含まれない。(関連する質問：G3、O3、O5、O6)

また、利用者は、財務諸表に含まれる情報は監査済で信頼性が高いと考えているため、開示要求の開発を行う際には、財務諸表注記が監査可能かを考慮する必要があると考える。

開示要求の柔軟化

我々は、開示要求を柔軟にする見解に賛成している。

開示要求を柔軟にする際、我々は、(a) 3.11d 項に記述されている 3 つ又はそれ以上の情報項目の階層を設定するアプローチと(b) 3.11a 項に記述されている開示要求に関する文言をより規範性が低くするアプローチを適用することを推奨する。この 2 つのアプローチの組み合わせより、開示すべき項目の数と開示内容の詳細さに関する課題に対応できると考える。

期中財務諸表

我々は、期中財務諸表における開示の範囲は期中財務報告の目的に照らして決定すべきであると考えており、期中財務報告の目的に合致するために、年次財務報告のベースライン評価に基づくアプローチとは異なるアプローチの開発が必要と考える。

このレターに添付された付録 A は回答者のための質問への回答であり、付録 B は財務諸表注記の範囲に関する我々の見解を示している。

我々のコメントが、審議会の今後の審議に貢献することを期待する。

西川 郁生

企業会計基準委員会 委員長

付録 A 回答者のための質問への回答

質問 2: 本章における意思決定用の質問及び関連する示唆された開示は、企業の将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために必要な財務諸表注記に適切な情報のすべてを含んでいるか。

本章における意思決定用の質問及び関連する示唆された開示は、以下の項目を明示的に含んでいないように思われるため、追加することを示唆する。

- a. 非認識後発事象
- b. 企業結合に関する補足プロフォーマ情報

これらを財務諸表注記に含める根拠は、質問 3 へのコメントにおいて説明している。

質問 3: 意思決定用の質問又は関連する示唆された開示のいずれかが、財務諸表注記には適切でないか又は企業の将来キャッシュ・フローの見通しの評価に必要でない情報を識別しているか。

我々の見解では、いくつかの意思決定用の質問は、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つが、財務諸表注記に含めるのは適切でない情報を識別している。

我々は、どのような性質の項目が財務諸表注記に含まれるかに焦点を当てている。開示要求の開発を行う際には、ベネフィットがコストを上回るかどうか、またそのような開示が監査可能かを考慮する必要がある。そのため、我々が分析したすべての項目が、最終的に開示され、財務諸表注記に含まれることを意図していない。

我々は、まず報告企業全体に関する一般的な情報に係る質問グループをレビューした。我々の発見事項の要約は、以下の通りである。

a. 質問 G2b

この質問が企業結合に関する補足プロフォーマ情報を含んでいるかどうか明確でない。企業結合によって実質的に報告企業の連続性が失われている場合、補足プロフォーマ情報は比較可能性及び企業の将来キャッシュ・フローの見通しの評価への有用性の観点から重要であり、財務諸表注記に含まれることを明示すべきと考える。

b. 質問 G2c

連結会社間の取引及び残高の消去に関する記述は、米国基準について知識がある利用者を想定した場合、追加的な情報を提供するものではないため、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立たないとする。

c. 質問 G3c

資金不足に関する懸念に対処するための計画や戦略の記述は、財務諸表注記に含めず、財務諸表外（例：リスク情報、MD&A）で報告すべきである。経営者の偏向を反映した記述を含むことがあり、そのような情報は忠実に表現できず、検証できない可能性がある。

るためである。

次に表示科目に関する情報及び将来キャッシュ・フローについての企業の見通しに影響を与える可能性のある他の事象又は状況に関する情報に係る質問グループをレビューした。

我々は付録 B に記述の通りに、情報をカテゴリー分けして、財務諸表注記の範囲を検討した。各カテゴリーに関する我々の見解の要約は、以下の通りである。

● カテゴリーA

- カテゴリーA は、期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連して、見積り¹以外により測定され財務諸表本体で認識されている項目に係る開示である。
- カテゴリーA の項目については、定量情報及び定性情報が財務諸表注記に含まれる。定量情報には、科目明細、満期分析、期首残高と期末残高の調整表、セグメント情報などの分解情報が含まれる。定性情報には、事実関係に関する説明的記述²、当該項目の特質及び内容に影響を与える可能性がある要因及び状況が含まれる。
- 原則として、リスクに関連する対応計画や戦略の記述を財務諸表注記に含めるのは適切でない。経営者の偏向を反映した記述を含むことがあり、そのような情報は忠実に表現できず、検証できない可能性があるためである。例えば、過度に楽観的なシナリオを記述したり、また過度に悲観的なシナリオを記述したりすることがある。このような情報は、通常、財務諸表外（例：リスク情報、MD&A）で報告される。
- カテゴリーA の項目に関連する感応度分析やプロフォーマ情報といった財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報は、原則として財務諸表注記に含まれない。多くの場合、事実関係に関する説明で十分な情報を提供できると考えられるためである。

● カテゴリーB

- カテゴリーB は、期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連して、見積りにより測定され財務諸表本体で認識されている項目に係る開示である。
- 見積りの不確実性が高いカテゴリーB の項目については、原則として、感応度分析やプロフォーマ情報といった財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報が財務諸表注記に含まれる。見積りの不確実性が高い場合、事実に関する説明的記述では、キャッシュ・フローの見通しの評価に十分な情報を提供できない懸念があるためである。
- 財務諸表注記の範囲は、上記の項目を除いてカテゴリーA と同じである。

¹ 本コメントレターにおいて「見積り」という用語には、公正価値に関する見積りが含まれる。

² 内容の記述、数値的描写が何を表しているか、当該項目の特質及び内容に関する重要な事実、数値的描写の決定に使用したプロセスに関する説明を含む。

- カテゴリーC
 - カテゴリーCは、期末日までに発生した取引、事象及び状況に関連しているが、財務諸表本体で認識されていない項目に係る開示である。このカテゴリーの例としては、期末日に存在しているが財務諸表本体に認識されていない偶発事象が挙げられる。
 - カテゴリーCの項目に関する財務諸表注記の範囲は、カテゴリーAと同じである。しかしながら、カテゴリーAの項目と比較した場合、通常、求められる開示の分量及び詳細さは少ない。例えば、定量情報として開示されるのは科目明細のみであり、それ以上の開示が求められないことがある。
- カテゴリーD
 - カテゴリーDは、期末日までに発生していない取引、事象及び状況に関連しており、財務諸表本体に認識されていない非認識後発事象に該当する開示である。
 - カテゴリーDの項目については、定量情報及び定性情報が開示されるが、定性情報は事実に関する説明的記述に限定される。当該項目の特質及び内容に影響を与える可能性がある要因及び状況は含まれない。
 - 我々は、原則として期末日における財政状態及び表示されている会計期間の財務業績に関する情報だけが財務諸表注記に含まれると考えている。しかし、非認識後発事象の開示は、例外的に財務諸表注記に含まれる。これは、次年度の財務諸表に先行して非認識後発事象を開示することは、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つためである。この目的を達成するためには、定量情報と事実に関する説明的記述だけを開示すれば十分である。
- カテゴリーE
 - カテゴリーEは、期末日までに発生していない取引、事象及び状況に関連しており、財務諸表本体に認識されていない非認識後発事象以外の項目に関する開示である。
 - このカテゴリーの項目には、期末日では存在していないが将来的に存在する可能性があるリスクに関する情報が含まれる。
 - このカテゴリーの項目は、財務諸表注記には含まれず、原則として財務諸表外（例：リスク情報、MD&A）で報告される。これは、期末日における財政状態及び表示されている会計期間の財務業績に関する情報ではなく、そのような情報は忠実に表現できず、検証できない可能性があるためである。

上記の分析に従い、以下の質問は、財務諸表注記に含めるのは適切でないものを含んでいると考える。

a. 質問 L5bcd 及び L6bcd

この意思決定用の質問は、要因の変化がその表示科目から生じるキャッシュ・フローの見通しに与える影響の指標、状況又は要因の変化の影響を軽減しうる方針、実務及び

戦略の一般的記述を求めている。このような情報は、見積もりの不確実性が高い場合にのみ提供されるべきと考える。

見積りの不確実性が高い場合、カテゴリーBに該当する表示科目に関する追加的な情報は、その不確実性を忠実に表現する補足的な情報を提供するために財務諸表注記に含まれる。

一方、カテゴリーAに該当する表示科目（例：売上高）に関する追加的な情報を財務諸表注記に含めるのは適切でない。これは、事実に関する説明的記述による注記で十分な情報を提供できるためである。

b. 質問 L8

我々は、この意思決定用の質問を財務諸表注記に含めるのは適切でないと考える。

我々の分類では、この項目はカテゴリーAにおける財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報に該当する。

減価償却資産の帳簿価格が資産の価値と乖離する状況としては、資産の市場価格が変化する場合と使用価値が変化する場合がある。

事業投資の性質を持つ資産について、市場価格の変化は、減損損失を認識する際を除いて意味をなさない。

生産用資産や知的財産に関する使用価値を開示することは、資産グループに関する自己創設のれんを開示することになる。企業価値の評価は利用者が行うものであり、作成者によって提供されたこのような情報は、利用者をミスリードしかねず、中立性を損なう可能性があることを懸念している。

c. 質問 L13c

当期の財務諸表に与えるプロフォーマの影響を財務諸表注記に含めるのは適切でないと考える。

我々の分類では、この項目は、カテゴリーA又はBにおける財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報に分類される。我々の見解では、カテゴリーAの項目に関するこのような情報を財務諸表注記に含めるのは適切でない。また、新基準が見積りを含んでいてカテゴリーBに分類される場合であっても、見積りの不確実性に関する追加的な情報を提供しないため、財務諸表注記に含める必要はない。

さらに、計算方法に関する議論、関連情報の収集、算定プロセスの設計など作成者に負担が生じることを懸念している。

d. 質問 O3bc,O4,O5,O6,O7

我々の分類では、これらの情報はカテゴリーEに分類される。期末日における財政状態及び表示されている会計期間の財務業績に関する情報ではなく、そのような情報は忠実に表現できず、検証できない可能性があるため、財務諸表注記に含めるのは適切でないと考ええる。

質問 4：これらの意思決定用の質問は、当審議会ではなく報告企業が適用する方が適切か。言い換えると、当審議会は各プロジェクトにおいて詳細な要求事項を設ける実務を変更して、その代わりに、本章における質問と同様の単一の全体的な要求を設けるべきか。

これらの意思決定用の質問は、審議会が開示要求の開発の基礎として適用し、報告企業は要求事項に基づいて財務諸表注記を作成するのが適切と考える。これは、報告企業がこれらの意思決定用の質問を適用して目的適合性のある情報を開示する際の負担を懸念しているためである。また、これらの質問は十分に詳細でないため、実務上のばらつきが生じる恐れがある。

質問 5：この意思決定プロセスは、当審議会がより効果的な開示要求を設定するのにうまく役立つと考えるか。そう考えない場合、どのようなアプローチがより適切か。

この意思決定プロセスは、より効果的な開示要求を設定するのにうまく役立つと同意する。ただし、本コメント募集は、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に対する目的適合性に主な焦点を当てているため、受託責任、忠実な表現、検証可能性などの他の要素が必ずしも考慮されていないと考える。我々は、これらの要素についても検討することを薦める。

さらに、コスト・ベネフィット分析や監査可能性を十分に考慮することが不可欠である。

質問 6：本章における可能性のうちのいずれか（3.8 項及び 3.11 項参照）は、柔軟性のある開示要求を確立するための実行的で有効的な方法となるか。

質問 7：複数のアプローチが実行可能かつ有効な場合、どれが最もよく機能するか。

質問 8：本章で議論しているものよりもよく機能する他の可能性があるか。

（質問 6 から 8 に対する全般的コメント）

経営者は、内部情報を自主的に開示して資本コストを下げようとする誘因があるため、基準設定主体が開示要求を設定しなくてもよいという見解がある。経営者が内部情報を秘匿した場合、利用者はその企業を保守的に評価する可能性が高い。そのような事態を回避するために、規制がなくても経営者は自発的に情報を開示し、資本市場が効率的に機能することが期待される。

しかし実際には、経営者は自分に不利な情報を十分に開示しない傾向があるため、強制的な開示要求が必要となる。

これらの要因を考えた場合、開示の範囲はその程度の情報が強制的に開示されるべきかという見解に依存し、また、そのような見解は時代によって変化する。さらに、各国の規制当局による監督状況によっても変化する。米国には当てはまらないかもしれないが、国によっては作成者、利用者及び設定主体の議論だけでなく、規制当局も含めた議論が必要な場合がある。

(質問 7 に対する具体的なコメント)

我々は、3.11a 項と 3.11d 項を組み合わせるアプローチを推奨する。

現状、2 つの課題に直面している。1 つは開示すべき項目の数が多いという課題であり、もうひとつは開示内容が詳細すぎるという課題である。開示すべき項目の数については 3.11d 項に記述されているアプローチで対応できると考えている。もう一つの課題は 3.11a 項に記述されているアプローチで対応できると考える。

3.11d 項に記述されている 3 つ又はそれ以上の情報項目の階層を設定するアプローチは、実務的であり、報告企業に受け入れやすいものと考ええる。このアプローチにより、報告企業は自社の状況に適合した開示要求を見つけことができ、結果として財務諸表注記の分量が減少する可能性がある。

現状、開示要求が、経営上の必要性を超えた過度に詳細な分解情報を要求していることがある。この課題に対応するためには、3.11a 項に記述されている開示要求の文言をより規範性が低いものとするアプローチが機能し、その結果、効率的かつ効果的な開示が期待できる。

3.11a 項と 3.11d 項に記述されたアプローチの組み合わせは相反するものではなく、現在直面している課題を解決するのに最も有益と考える。

質問 9：本章では、判断に対する目的を明確化することにより、開示の目的適合性に関する判断に対するベンチマークの提供を試みている。このアプローチの記述は、理解可能となるのに十分なほど明確か。そうでない場合、どのような点が明確でないのか。

アプローチの記述は概念的には理解可能である。

しかし、このアプローチで難しいのは、報告企業が、洗練された利用者の観点で目的適合性の判断を行う点である。本章ではかなり洗練された利用者を想定しているため、特定の財務諸表注記が将来キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価を重要性のある金額で変化させると見込まれるかどうか判断するのは容易でないことがある。

そのため、このアプローチをより実務的なものとするためには、追加的なガイダンスが必要と考える。利用者がどのようにベースライン評価を行っているか、どのような情報がベースライン評価の増分となりうるかを調査するアウトリーチ活動に基づいて、ガイダンスを作成することを審議会に推奨する。

また、審議会が気が付いているように、監査人や規制当局の影響も検討すべき重要な要素である。提案されているアプローチについて、監査人や規制当局から相互理解を得る活動が非常に重要と考える。

質問 10：このアプローチ（又は、判断に対する目的の記述を含む何らかのアプローチ）は、目的適合性のある開示を識別するのに役立ち得るか。役立つとした場合、それを改善するためにどのようなことを行うことが可能か。役立たないとした場合、より適切な代替案はあるか。記述されたアプローチにはどのような障害がある（もしあれば）と考えるか。

このアプローチは、目的適合性のある開示を識別するのに役立つと同意する。現状の実務では、報告企業が特定のベンチマークがなく目的適合性を判断しており、年次報告書の財務諸表注記の間でばらつきが生じていることがある。ベースライン評価に基づくアプローチを採用することにより、このような現状の実務を改善できると考える。

このベンチマーク評価に基づくアプローチに、コストとベネフィットの比較や情報の信頼性など他の要素を組み合わせることにより、より適切な開示が行われることを期待する。

質問 12：様式に対する提案のいずれかが、注記での開示の有効性を改善することになるか。改善するとすれば、どの提案か。改善しないとすれば、なぜ改善にならないか。

我々は、開示の有効性を改善するために、表及び相互参照の重要性を強調する。

我が国における開示において歴史的に統一的な表形式が多く使われており、利用者から非常に有用と考えられている。

相互参照は現在も使われているが、より広範に実施されるべきと考える。これは、関連する注記が別の場所に記述されている場合、利用者はその記述を見逃すことがあるためである。

質問 14：財務諸表注記の構成について提案されている方法のいずれかが、開示の有効性を改善するか。

我々は、利用者に目的適合性がある順序でグループ化された情報を配列することに同意しない。

目的適合性に関する経営者の見解に依拠した配列は、経営者が強調したい事項に過度に焦点が当たり、投資家をミスリードすることがある。また、企業によって開示の順序が異なるため、利用者が企業間比較を行う際に、関連する情報を探すことが難しくなることがある。

質問 15：情報を財務諸表注記で構成する別の方法があるか。

財務諸表注記の構成を改善する一つのアイデアは、会計方針と関連する開示を同一の注記に含めることである。

会計方針を最初の注記で記述すべきという推奨があるため、多くの企業は、会計方針を最初に記述し、その後、貸借対照表上の順で資産及び負債に関する開示を記述している。この結果、会計方針と関連する開示が別の場所に記述されており、利用者が注記間の関係

を理解するのが難しくなっている。また、報告企業が情報を重要な会計方針とその他の注記に分けることを強えられる場合がある。

会計方針と関連する開示を同一の注記に含めることによって、利用者の観点から財務諸表の理解可能性が向上することを我々は期待する。

質問 16：本章における可能性のいずれかが、期中財務諸表に係る開示の有効性を改善すると考えるか。

質問 17：期中財務諸表に係る開示要求に関して決定を行う際に当審議会が使用するフレームワークが期中報告の有効性を改善すると考える場合には、当審議会が期中財務諸表に係る開示要求を設定する際にはどのような要因を検討すべきか。

質問 18：期中財務諸表に係る開示を決定する際に報告企業が使用するためのフレームワークが期中報告の有効性を改善すると考える場合には、報告企業が期中財務諸表に係る開示要求を提供する際にどのような要因を検討すべきか。

質問 19：期中財務諸表に係る開示を示す当審議会、報告企業、又は両方についての開示の開発に関して、どのような障害があると思うか。

(質問 16 から 19 に対する全般的なコメント)

我々は、期中財務諸表における開示の範囲は期中財務報告の目的に照らして決定すべきであると考えており、期中財務報告の目的に合致するために、年次財務報告のベースライン評価に基づくアプローチとは異なるアプローチの開発が必要と考える。

期中財務報告のベースライン評価は、前期の年次財務諸表及び注記を基礎とし、期中要約財務諸表の考慮のために調整されるとしても、調整後のベースライン評価は期中財務報告の目的に必ずしも合致しないことがある。例えば、期中財務報告の目的が適時性に重点が置かれているのであれば、ベースライン評価によるアプローチでは過剰な開示となってコストがベネフィットを上回る可能性がある。さらに、適時に期中財務諸表を作成及び公表するのが困難となる場合がある。

質問 20：会計方針の要約の開示について 7.8 項で記述している要求事項への変更は、開示の有効性を改善することになるか。

7.8 項で記述している要求事項への変更に同意する。

利用者が会計基準や関連する報告要求について知識があると想定した場合、現状の実務における会計方針の要約は不必要な記述を含んでいると考える。

この変更により、注記の分量の削減だけでなく、理解可能性の改善が期待される。さらに、質問 15 に対するコメントで先に議論した通り、重要な会計方針と関連する開示を同一の注記に含めることを推奨する。

質問 21：会計方針の要約に、業種固有の会計方針に関する情報を含めるべきか。

会計方針の要約に、業種固有の会計方針に関する情報を含めるべきと考える。

利用者が会計基準や関連する報告要求について知識があると想定した場合でも、業種固有の会計方針について十分な知識があることを想定するのは難しい。

質問 22：財務諸表注記の分量の大幅な削減となるような短期的に修正又は除去できる他の要求されている開示があるか。

短期的に財務諸表の分量の大幅な削減となる開示は見受けられない。

我々は、今後近い将来は、開示フレームワークに焦点を当てることを審議会に推奨する。適切な開示フレームワークに基づいて開示要求の設定を行うことによって、最終的に財務諸表注記の分量の削減につながることを期待する。

付録B 財務諸表注記の範囲

		期末日までに発生した取引、事象及び状況に関する見積り (含む、関連する見積り)				期末日までに発生していない取引、事象及び状況に関する見積り	
		財務諸表本体に認識		財務諸表本体に認識されていない		財務諸表本体に認識されていない	
		見積り*6以外により測定される項目	見積り*6により測定される項目	未認識項目	非認識後発事象	非認識後発事象以外	
カテゴリー		A	B	C	D	E	
事実関係に基づく情報	定量	○	○	○	○	×	
	定性	○	○	○	○	×	
		○	○	○	×	×	
		×	×	×	×	×	
財務諸表本体に認識した際に使用した方法と異なる代替的な方法を使用して作成した情報	定量	×	○	×	×	×	
	定性	×	○	×	×	×	

- 原則として含まれる
× 原則として含まれない

*1 科目明細、満期分析、期首残高と期末残高の調整表、セグメント情報などの分解情報を含む。
内容の記述、数値的描写が何を表しているか、当該項目の特質及び内容に関する重要な事実、数値的描写の決定に使用したプロセスを含む。

*2 リスクへのエクスポージャー、測定の不確実性の記述を含む。

*3 プロフォーマ、感応度分析により算定された金額を含む。

*4 使用されたインプット、モデルの説明を含む。

*5 「見積り」という用語には、公正価値に関する見積りが含まれる。